Ⅳ. ボスニア・ヘルツェゴビナにおける調査

第1 ボスニア・ヘルツェゴビナの概況

(基本データ)

面積:51,197 km² (九州と四国を合わせた程の面積)

人口:約384万人(2008年6月、BH統計局)

首都: サラエボ (人口約 356,000 人)

民族: ムスリム人 (ボシュニャク) 43.7%、セルビア人 31.4%、クロアチア人 17.3%、 ユーゴスラビア人 6%等(紛争直前の 1991 年の旧ユーゴスラヴィア時代の国勢

調査)

言語:ボスニア語、セルビア語及びクロアチア語

宗教:イスラム教、セルビア正教、ローマ・カトリック

政体:議会共和制

元首:大統領評議会議長のネボイシャ・ラドマノビッチ(2010年11月現在)。8か月

の輪番制

議会:中央政府は上院(定数 15:各民族 5 議席)と下院(定数 42:ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦 28 議席、スルプスカ共和国 14 議席)の二院制。ただし、政治機構は紛争終結時の主要 3 民族の妥協に基づく複雑な構成となっており、ボスニ

ア・ヘルツェゴビナ連邦とスルプスカ共和国という2つの主体(エンティティ)

の中に、それぞれ政府、議会を有する。

在留邦人数:23人(2008年)

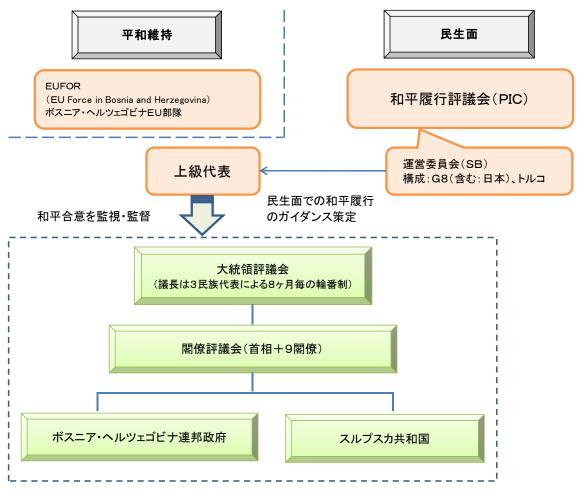
1. 内政

旧ユーゴスラビア社会主義連邦共和国(以下「旧ユーゴ」という。)の崩壊が進む中、1992年4月、ボスニアの独立を巡って民族間で紛争が勃発した。紛争は3年半以上にわたり、各民族がボスニア全土で覇権を争って戦闘を繰り広げた結果、死者20万、難民・避難民200万と言われる戦後欧州で最悪の事態となった。

1995年12月、デイトン和平合意の成立により戦闘は終息し、ボスニアは、ムスリム系及びクロアチア系住民が中心の「ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦」、及びセルビア系住民が中心の「スルプスカ共和国」という2つの主体(エンティティ)から構成される1つの国家となった。しかしながら、それぞれの主体が独自の警察を有するなど、政治機構は高度に分権化されている。

現在は治安維持の目的で欧州連合部隊(EUFOR: European Union Force)が駐留し、 民生面では、和平履行評議会(PIC: Peace Implementation Council)に置かれた上級 代表事務所(OHR: Office of the High Representative)の下、和平履行が進められて いる(下図)。しかしながら民族主義への回帰傾向も見受けられ、停滞状況にある。 こうした状況においても、欧州への統合は民族を越えた共通の目的であり、2008年6月、EU加盟の前提となる安定化・連合協定(SAA: Stabilization and Association Agreement)の署名が行われた。

図:ボスニア和平履行体制・政治機構



(出所) 外務省

2. 外交

欧州への統合とNATO加盟が目標である。

2001 年、欧州評議会への加盟が実現した。また、2008 年 6 月にEUとの間でEU加盟のための前段階のステップであるSAAが署名されたものの、SAAの履行は必ずしも順調でない。

将来のNATO加盟の第一歩となる「平和のためのパートナーシップ(PfP: Partnership for Peace)について 2006 年 11 月に加盟を果たした。また、2010 年 4 月には将来の加盟支援のための活動となる「加盟のための行動計画 (MAP: Membership Action Plan) への参加が条件付きで承認された。

3. 経済

紛争により大きな被害を受けたが、国際社会の支援により復興しつつある。しかし、2008 年末の世界経済危機の影響を受け、それまでの好調な経済を象徴していた輸出、外国直接 投資、移民送金のいずれもが大きく減少した。

(1) 主な経済指標

	GDP	経済成長率	物価上昇率	失業率
2009年	169.6億ドル	-2.99%	0.9%	24.8%

(2) 主要産業

木材業、鉱業、繊維業

(3) 総貿易額・主要貿易品目(2009年:ボスニア・ヘルツェゴビナ国家統計局)

輸出:3,432百万ユーロ(金属、金属製品、木材、木材製品)

輸入:8,327百万ユーロ(金属、金属製品、食料品、石油)

(4) 主要貿易相手国 (2008年: IMF)

輸出: クロアチア、スロベニア、イタリア、ドイツ、オーストリア

輸入: クロアチア、スロベニア、ドイツ、イタリア、ハンガリー

4. 日・ボスニア・ヘルツェゴビナ関係

(1) 政治関係

1996年にボスニア・ヘルツェゴビナを国家承認して以降、二国間関係は順調に発展。日本はPICの主要メンバー 10 として、和平履行推進に協力している。

(2) 経済関係

輸出: 93万ドル (機械類等)

輸入:414万ドル(木材、繊維製品等)

(出所) 外務省資料より作成

¹⁰ 日本はPICのコアメンバーで構成される運営委員会(G8、トルコ)のメンバー国でもある。

第2 我が国のODA実績

1. 対ボスニア・ヘルツェゴビナ援助の目的と意義

1990 年代に激しい民族紛争が発生したボスニア・ヘルツェゴビナにおいては、今なお国内に民族問題を抱えている。同国を支援し発展と安定を図ることは、西バルカン地域全体の平和と安定にとって極めて重要である。また、戦略的パートナーシップ関係にあるEUとの関係を強化する上でも意義がある。さらに、ODA大綱の重点課題の1つである「平和の構築」にかんがみて、ボスニア・ヘルツェゴビナの平和定着及び経済発展を支援することは重要である。

2. 我が国の対ボスニア・ヘルツェゴビナ援助の重点分野

(1) 平和定着支援

民族融和支援、帰還民支援、地雷対策活動支援等

(2) 市場経済化支援

経済行政機関のキャパシティ・ビルディング、中小企業支援、地域経済振興、インフラ整備、投資促進、観光振興等

(3)環境保全

気候変動対策、環境保全等

3. ボスニア・ヘルツェゴビナに対する支援実績

(1) 2国間経済協力(~2009年累計)

①有償資金協力	167. 43 億円
②無償資金協力	289. 44 億円
③技術協力	53. 21 億円

(2) 国際機関を通じた支援

①PIC拠出金(上級代表事務所運営経費の10%¹¹) 約2,600 万ユーロ

(1996年~2009年6月の累計)

②復旧・復興支援

・サラエボの基本的公共サービス復旧のための国連信託基金 100 万ドル

・警察支援プログラム国連信託基金

225 万ドル

・UND P¹²ボスニア・ヘルツェゴビナ信託基金

3,000万ドル

・その他、世銀、EBRD¹³等を通じた支援を実施

¹¹ 負担割合は、EU53%、アメリカ 22%、日本 10%、ロシア 4 %、カナダ 3.03%、イスラム諸国会議機構(OIC: Organization of the Islamic Conference) 2.5%、その他 5.47%となっている (OHRホームページ)。

¹² 国連開発計画(UNDP: United Nations Development Programme)

¹³ 欧州復興開発銀行(EBRD:European Bank for Reconstruction and Development)

③人道難民支援

・UNHCR¹⁴、国際赤十字委員会、WHO¹⁵、WF P¹⁶等を通じた支援を実施

(3)人的貢献

①上級代表事務所への要員派遣

延べ10名

②選挙管理·監視要員派遣

延べ100名以上

援助形態別実績

(単位:億円)

年 度	円 借	款	無償資金協力	技	術	協	力
2005		-	10.54				3.92
2006		-	5.54	:			4.06
2007		-	9.20)			3.55
2008		-	1.21				3.90
2009		126.33	0.85	i			3.49
累計		167.43	289.44				53.21

⁽注)円借款・無償資金協力はE/Nベース、技術協力はJICA経費ベース

(参考) 主要援助国の対ボスニア・ヘルツェゴビナ経済協力実績

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

暦年	1位		2位		3位		4位		5位		うち日本	合計
2003年	米国	68.74	日本	53.97	スウェーデン	35.40	スペイン	30.67	オランダ	25.16	53.97	331.21
2004年	米国	61.92	スウェーデン	34.08	ドイツ	29.92	オランダ	24.73	スペイン	22.21	22.21	298.83
2005年	米国	49.46	スウェーデン	46.88	フランス	28.47	ドイツ	25.93	オーストリア	16.69	16.69	290.96
2006年	米国	66.04	スウェーデン	40.20	スペイン	39.91	オーストリア	26.68	ドイツ	16.13	16.13	320.17
2007年	スウェーデン	37.03	オーストリア	33.08	米国	31.61	スペイン	29.03	ドイツ	5.39	5.39	288.43

4. その他

ボスニア・ヘルツェゴビナの経済発展に伴い、一般無償資金協力は供与対象外となっている(1人当たりGNI:4,500USドル(世銀 2008 年))。

(出所) 外務省資料より作成

¹⁴ 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR: United Nations High Commissioner for Refugees)

¹⁵ 世界保健機関 (WHO: World Health Organization)

¹⁶ 国連世界食料計画 (WFP: World Food Programme)

第3 意見交換の概要

1. インツコ上級代表との意見交換

OHRを訪問し、インツコ上級代表(兼EU特別代表(EUSR: EU Special Representative))とボスニア・ヘルツェゴビナ情勢及び日本の果たすべき役割等について意見交換を行った。

(1) インツコ上級代表の発言の概要

【ボスニア・ヘルツェゴビナ情勢】

現在のボスニア・ヘルツェゴビナには、中央、地域、地方レベルで 14 の政府がある。 問題となっているのは、①すべてのことが(中央政府のある)サラエボで(決定が)行われなければならないこと。②すべてのことが、2つのエンティティ政府によって実行されなければならないこと。この2つの要件を満たして物事を進めなければならないことである。

紛争直後、ボスニアには、中央政府には3つの省庁(経済関係・貿易省、外務省、民生 通信省)しかなく、財務省や法務省すら存在しなかった。今でも農業省や保健省は中央政 府レベルではなく、その下のエンティティ政府レベルに置かれており、各エンティティが 強い権限を持っている。

幸いなことに、1999年当時と現在とでは大きく状況が異なっている。当時、クロアチアはトゥジマン、セルビアはがミロシェビッチが指導者であったが、現在は、クロアチアがヨシポビッチ大統領、セルビアはタディッチ大統領であり、前2者とはまったく異なる考えを持っているため、楽観視している。

地域全体の状況も改善しているが、10月に行われた選挙以降、政府が発足できていない

点が問題であり、発足まで5か月かかると思われる。長期間停滞した例としては、モスタル市長が14か月選出されなかったことがあり、その際は市長の選出についてOHRが介入した(いわゆるボン・パワー17の行使)。

ボン・パワーはこれまで900回行使され、そのうち190回は公職に就いている者への介入、うち3回は国家レベルの大統領への介入である。

セルビア系の北部地域においては分離・独立の動きがあり¹⁸、一部のセルビ



(写真) インツコ上級代表との意見交換

 $^{^{17}}$ 1997 年 12 月に採用された法律の改廃、閣僚の罷免等を行える強い権限。会合開催地の名よりボン・パワーと呼ばれる。

^{18 2010} 年 10 月に実施された総選挙では「セルビア人側で勝利宣言した候補が中央政府からの離脱

ア系住民が国家レベルの電力供給ラインを破壊する事件も発生している。また、それぞれ 異なる国番号(電話番号)を取得したいと願っているようであるが、認めることはできな いと考えている。

OHRは過去に幾度か閉鎖の試みがあったものの、政治的不安定のため存続している。 他方でEUへの権限移管に向けた作業を行っている。上級代表事務所の要員は、800 人か ら1年前には200人に、現在では160人に縮小している。

(2) 意見交換の概要

- (派遣団) 私たちは、日本のODAが真に必要なものに使われているかどうかを調査するため、参議院から派遣されたものである。ボスニア・ヘルツェゴビナへは、これまで500 億円の2国間援助を行っているが評価を伺いたい。また、技術力、経済発展、環境を軸として、日本国憲法9条が象徴するように、今後とも平和の定着に関与していきたいと考えている。さらに、平和の定着のため、上級代表を中立的立場で支えていきたい。
- (インツコ上級代表) 日本はボスニア・ヘルツェゴビナの和平履行において重要な役割を 担い続けている。また、日本はPICに対する貢献、人道支援で高い評価を得ており、 日本より寄贈された黄色いバスは輸送交通手段として現在も利用されている。日本は 遠い国であるにもかかわらず我々のことを忘れていなかったというのが国民感情であ ると思う。
- (派遣団) 第二次大戦後、日本もOHRに似た組織としてGHQが置かれていた。GHQ の下、様々な改革が行われたが、移行期においては強力なリーダーシップが必要と考えている。OHRもボン・パワーの行使を躊躇せず改革を行ってもらいたい。
- (インツコ上級代表) 日本の政治的サポートは必要であり感謝する。また、日本はPIC 諸国に対しても同様の発言を行っており、その件に関しても感謝したい。さらに、国 連安保理でも(上級代表から安保理への報告のつど)、日本は必ず上級代表への支持を 表明しており感謝する。
- (派遣団) 民族融和は、政治機構をうまく機能させることで達成されるものか、または、 経済社会の発展によって進展するものか、考えを伺いたい。
- (インツコ上級代表)経済発展によって民族融和を進めていくことはもちろん重要である。 しかしながら、多くの歴史的問題があることや、紛争は(肉親を失った)被害者には 忘れがたいものであることなどが融和の障害となっている。法の支配の確立、教育、 経済発展の3つが重要である。

(3) 派遣団の所見

ボスニア・ヘルツェゴビナの和平履行は、OHR主導の下、通貨の統一、国旗の制定、 税制の改革など一定の進展が見られた。同国の目標が欧州への統合であり、将来OHRの

を主張しており、分裂が懸念されていた」と報じられている(『毎日新聞夕刊』2010年10月27日)。

権限がEUSRへ移管されることを考えると、EUへの一体化が進んでいると言える。和平履行の進展に伴い、OHRの要員も800人から160人に減少し、任務は縮小している。なお、OHRにはEUSRスタッフとの兼務も多い。

しかし一方で、OHRは当初の閉鎖時期である 2007 年 6 月を大きく越えて存続し、2008 年 2 月以降、閉鎖の条件¹⁹は提示されたものの、閉鎖時期は明示されていない。これらの背景には、憲法改正の失敗(2006 年 4 月)による改革の停滞や、民族主義的政党の伸張など不安定要因が挙げられる。こうした中、日本は P I Cの主要メンバー国として、引き続きボスニア・ヘルツェゴビナの和平履行に対し責任を負う立場にある。

日本はこれまでPIC拠出金としてOHR運営経費の 10%を負担し、延べ 10名の要員を派遣していたが、現在、要員の派遣は行っていない。この件について、EUSRへの移管を見据えて、日本の影響も徐々に縮小するのが妥当であるとの考えがある一方、10%の経費負担を考慮すれば、再度、要員を派遣すべきとの判断もあり得る。後者の立場は、国際機関での経験が人材育成上のメリットとなるほか、上級代表との意思疎通強化の観点から支持される。また、上級代表は教育カリキュラムの統一が必要との意向を示している 20 が、これは後述する「IT教育近代化プロジェクト」の趣旨と合致し、OHRとのパイプは援助実施の際にプラスに働くことが期待される。OHRへの再派遣について、検討を要望する。

_

^{19 5}つの目標(①国有財産の分配、②国防資産の分配、③ブルチェコ特別区の扱い、④財政基盤の安定、⑤法の支配の確立) と 2 つの条件(①EUとのSAAの署名、②政治・治安情勢の安定化)が示されている。

²⁰ ボスニアの学校制度については、「いずれ共通の教科書やカリキュラムを導入したい」と報じられている(『毎日新聞夕刊』2010年10月27日)。

第4 調査の概要

1. 地雷被災者等に対するペイン・マネジメント・プロジェクト(技術協力) (オーストリアのNGO「HOPE'87」の施設を訪問)

(1) 事業の背景

1990年代の紛争の結果、ボスニア・ヘルツェゴビナにおける地雷被災者は約8,000人おり (下表)、そのうち多くの者が対人地雷により手足を失ったと推定される21。そして地雷により手足を失った人々の80%が、英語では「ファントム(幽霊)・ペイン」日本語では「幻肢痛 (げんしつう)」で苦しむとされている。「幻肢痛」とは、失った手足がまだ存在するかのように、「痛み」や「痒み」を感ずる現象であるが、そのような痛みを治療する医療機関が当時のボスニア・ヘルツェゴビナには存在していなかった。

こうした人々の支援活動をオーストリアのNGO「HOPE'87」が1992年から行っていたところ、JICAも共同して支援することとなり、2002年11月から「地雷被災者支援プロジェクト」が開始され、専門医の派遣等を行った。本支援は2008年5月から「地雷被災者等に対するペイン・マネジメント・プロジェクト」へ移行し、全土で持続的に適切な治療が受けられるよう面的な拡大を図ることや、医療従事者の技術力向上支援などに軸足を移しつつ継続し、2010年6月に終了した。

表:地雷被災者統計(ボスニア・ヘルツェゴビナ)

[被災者数]

1992-1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	不明
6,035	513	325	124	90	91	74	73	65	59	56	50	48	63	28	6	268

合計:7,968

紛争後:1,665

[年齡階層別地雷被災者数]

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	計
19歳-39歳	243	136	48	35	31	38	28	28	29	16	23	15	22	12	4	708
40歳-60歳	140	100	38	31	28	17	25	26	20	29	10	15	24	9	2	514
0歳-18歳	95	51	16	10	21	9	11	3	6	5	3	2	1	5	0	238
60歳以上	30	28	13	11	7	9	3	8	4	6	9	9	14	1	0	152
不明	5	10	9	3	4	1	6	0	0	0	5	7	2	1	0	53

[死亡/負傷の別]

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	計
死者	99	113	50	42	42	38	25	31	24	32	28	17	34	9	2	586
負傷者	228	110	58	36	35	27	35	28	29	21	21	31	29	18	4	710
不明	186	102	16	12	14	9	13	6	6	3	1	0	0	1	0	369

(出所)ボスニア・ヘルツェゴビナ地雷対策センター(BHMAC: Bosnia and Herzegovina Mine Action)より作成

²¹ 被災者合計 7,968 人から死者 586 人を除く。

(2) 事業の目的

- (ア) 地雷被災者が身体的、精神的に社会参加可能な状態となり、また、被害者の雇用機会が促進されることによって、被害者の社会参加が促進されること。
- (イ) ボスニア・ヘルツェゴビナ全土において持続的に被害者が適切なペインセラピーを 受けられようになり、また医療従事者のペインセラピーに関する技術が向上すること。

(3) 事業の概要

地雷被災者に対する適切なリハビリテーションや痛みのケアの提供を行うほか、ボスニア・ヘルツェゴビナ全土において適切なペインセラピーを受けられる体制を構築することを目的とする。そのため、サラエボ、フォチャ、モスタルの中核病院内に、ペインセラピーを実施できるサテライト・ペインマネジメント・ユニットを設置し、必要な機材を供与するとともに、知識・技術向上を目的としたセミナー・ワークショップを実施するなど、医療従事者のネットワーク化や相互鍛錬を促進した。

案件名	期間	支援額
地雷被災者支援プロジェクトフェーズ1	2002年11月-2004年5月	20 百万円
地雷被災者支援プロジェクトフェーズ2	2005年9月-2007年3月	24 百万円
地雷被災者等に対するペイン・マネジメント・プロジェクト	2008年5月-2010年6月	15 百万円

(4) 質疑応答

(派遣団) 地雷被害の状況はどのようなものか。若年層の被災者は何人か。

- (HOPE'87) 1992 年から 1995 年まで被災者が多かった。現在でも被災者は出ており、 農作業の開始時期に多い。
- (JICA) 補足して説明すると、2005 年が56人、2009 年が28人、今年(2010年) は現時点で6人の被災者が出ている。また、18歳以下の被災者は、2005 年が5人、2009 年が5人、今年(2010年) は0人である。
- (派遣団) 地雷被災者の治療に要する期間は、どのくらいか。
- (HOPE'87) 被災者の状況にもよるが、半年から1年くらいである。
- (派遣団) 地雷被災者への治療としては、おおむね目的を達成したと理解してよいか。
- (HOPE'87) 近年、地雷による被災者は多くないが、社会復帰のための職業訓練や地雷 回避教育などのサポートは必要である。
- (派遣団) 義手・義足等は足りているか。また、それらの質は確保されているか。
- (HOPE'87) サラエボには、ドイツの義手・義足の制作会社があり、また、個人で提供している会社もある。さらに簡単なものはHOPE'87でも提供している。量も質も確保されていると思われる。

(5) 派遣団の所見

ボスニア・ヘルツェゴビナにおける地雷被災者の数は、統計上、減少傾向にある(前掲表)。また、被災者の治療期間は半年から1年程度であることを併せて考慮すると、「幻肢痛」とい

う痛みの治療そのものの支援は打ち切る時期にあったと言える。今後は育成された現地の医師によって、治療を継続して行う環境整備が必要である。その意味から JICAが 2008 年に自立化、継続化するための支援に切り替えた判断は妥当と思われる。

現在は「ボスニア痛み学会」が立ち上がり、目的とした3つの痛みの医療施設も正常に稼働していることから、本案件は2010年6月に終了した。しかしながら、ボスニア・ヘルツェゴビナ国内に依然として多くの地雷や不発弾が存在する以上、被災者が尽きることはなく、治療や社会復帰のための支援も必要とされ続ける。セミナーの実施、ボスニア痛み学会への支援など間接的な支援のニーズについて注視する必要がある。また、本案件により得られた知識、経験は、世界の他の地域の「幻肢痛」克服に活用すべきである。

2. I T教育近代化プロジェクト(技術協力) (サラエボ第二高校を訪問)

(1) 事業の背景

ボスニア・ヘルツェゴビナは国際社会の監督の下、和平履行を進めているが、2つの主体 (ムスリム系及びクロアチア系住民が主体のボスニア・ヘルツェゴビナ連邦とセルビア系住



(写真) サラエボ第二高校の授業風景

民が主体のスルプスカ共和国)が高度に 分権化され、行政組織も各主体に設置されているため、教育システム、カリキュ ラム、教科書等は民族ごとに別のものが 使用されている。そこで、共通のカリキュラムで学ぶことによって統合を進め、 同時に民族融和を進展させることが不可 欠である。しかしながら、歴史や地理の ように各民族によって認識の差が顕著に 現れる分野での統合は困難であることか ら、民族性とは関連の薄いIT教育の分 野を共通化し、併せて教材等を刷新して

近代化を図ることにより、教育分野における統合の端緒をねらったものである。また同時に、 I T教育での経験が触媒となり、他の教育分野の共通カリキュラム化の契機となることが期待される。

(2) 事業の目的

共通カリキュラムの策定・更新を3民族の教育関係者が協働で行うシステムが定着し、民 族融和が促進されること。

(3) 事業の概要

2004 年度に草の根・人間の安全保障無償資金協力によりモスタル高校に 30 台のコンピュ

ータを供与したことに続き、2006年4月より2年間にわたりパイロットプロジェクトを同校にて実施した。2008年4月より、ボスニア・ヘルツェゴビナ全土の18のパイロット校に拡大し、2010年7月まで継続した。2010年8月からは、同プロジェクトをボスニア全土(連邦10カントン及びスルプスカ共和国)の全高校に展開するフェーズ2を開始している。本プロジェクトでは、3民族に共通のカリキュラムが全対象校で導入されることを目的とし、日本の高校生向けIT教科書「情報」を現地語に翻訳したテキストを用いて、3民族の学生が共に学ぶ授業が試行されている。

案件名	期間等	支援額
モスタル高校情報技術教室修復計画(無)	2004年度	48,027 ユーロ
モスタル高校IT教育近代化プロジェクト(技)	2006年4月-2008年3月	11 百万円
IT教育近代化プロジェクトフェーズ1(技)	2008年4月-2010年7月	160 百万円
IT教育近代化プロジェクトフェーズ2(技)	2010年8月-2013年8月	217 百万円

(4) 質疑応答

(派遣団) サラエボ第二高校の現状を教えてもらいたい。

(教師) サラエボのカントン (県) には、高校が35 校あり、うちサラエボ市街には8 校ある。本校は一番歴史が古く今年(2010年)で105 周年を迎える伝統校である。過去、3 つの戦争を経験しており場所の移転もあった。卒業生には、アーチストや政治家など有名人も多く、質の高い教師による質の高い教育を目指している。そうしたことから、国際数学オリンピックには毎年入賞している。サラエボには60 の小学校があるが、この中から優秀な学生を受け入れており、毎年、定員以上の応募がある。現在、学生が878人、教職員が85人である。

(派遣団) テキストは、日本のものがベースとなっているのか。

(教師) JICAと県の教育文化省の協力によって、日本の教科書をベースにしたものをテキストとして使っている。そのため授業も日本の授業に基づいたものとなっている。ボスニアの教育の問題はカリキュラムが古くなってしまったことだが、JICAのプログラムによって、新しいものとなった。単に知識を得るだけでなく、実際に使える実用的な面を評価している。なお、テキストは無料である。

(派遣団) インターネットの普及状況はどうなっているか。

(**教師**) 都市部では普及しているが、各家庭への普及はまちまちである。パソコンを持たない家庭もある。

(派遣団) テキストの内容は理解できているか。

(学生) テキストは良くできていて、説明を受けた部分は理解できる。また、写真などによって説明されている部分が分かりやすくて良い。ただし、プログラムの組み方や練習問題がない点が残念である。

(**教師**) 全員がエンジニアになるわけではなく、まず実際に使えるようになることを基本と 考えているため、今の段階ではプログラム練習は必要ないと判断している。

(5) 派遣団の所見

復興途上にあるボスニア・ヘルツェゴビナにおいて、教育制度の改革は最重要課題の1つである。今後の経済発展、競争力の基礎となることはもちろんのこと、民族融和を図る上でも教育が果たすべき役割は大きい。ボスニア・ヘルツェゴビナのような多民族国家を再生するには、共通のカリキュラムで学ぶことを通じて統合を推進することが不可避である。しかし現状は、まるで1つの屋根の下に複数の学校があるかのように、民族ごとに別々の教室、別々のカリキュラムで学ぶという状況であった。

そこでJICAはIT教育に着目し、ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦内のモスタル高校において、試験的な試みを行った。最新のコンピュータと教材による合同の授業か、古い機材と従来どおりのカリキュラムによる別々の授業か、という選択肢を学生に提示したところ、合同の授業が選択され課外授業がスタートすることとなった²²。本案件は、このモスタル高校での試行が出発点となり、技術協力としてボスニア・ヘルツェゴビナ全土に広がったものである。

本案件は、IT教育という民族性に左右されず、かつ若者が取り組みやすい科目を選択している点、最新の機材や教材というインセンティブを付与している点、他校への波及効果が見込める点、さらには他の教科への応用が期待できる点など、着眼点や構想が見事である。日本は中立的であるとの認識が浸透し、これまで積み上げた援助の実績という土壌があるにせよ、賞賛すべき取組である。

今後は、2つのエンティティが主体的 にカリキュラムの統合を行う過程で交流



(写真) 教師・学生との意見交換

が深まり、民族融和の促進が期待されるが、ボスニア・ヘルツェゴビナの複雑な政治機構を考えると、統一したカリキュラムとして正式に採用されるまでの道のりは長いと思われる。 しかしながら、対象校を地道に広げる努力を継続することによって、実際上の統一したカリキュラムになること、いわば事実上の標準として認められ、広まることも可能である。その結果、民族融和が教育現場から醸成される可能性がある。

そこで現在のカリキュラムを、事実上のスタンダードとして広めていくには、その内容が優れている必要がある。したがって、日本の「情報」という教科書を翻訳した現地のテキストも不断の見直しが必要となる。また、より専門的なカリキュラムの整備や、それに併せた教員の専門性向上も必須となる。日本が果たすべき役割はなお多いと思われるが、今後の活躍に期待したい。

- 186 -

²² JICAの事例紹介『モスタル高校IT教育近代化』に経緯が紹介されている。